

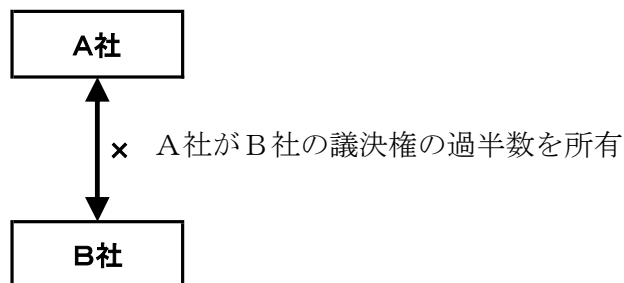
同族企業同士の同一入札への参加を無効とする例

1 同一入札への参加が制限される場合

- ① 親会社等と子会社等の関係
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係
 - ③ 一方の会社等の役員または管財人（以下「役員等」という。）が他方の会社等の役員等を兼任している関係
 - ④ その他（上記と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合）
（例）組合（共同企業体（以下「J V」という。）を含む。）とその構成員
- ※ 親会社「等」は、組合（J Vを含む）及び個人を含む。
※ 子会社「等」は、組合（J Vを含む）を含む。

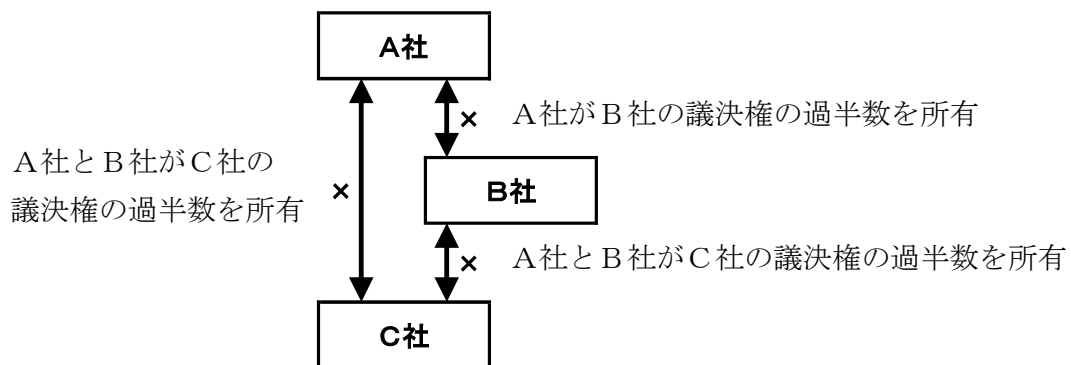
2 同一入札への参加が制限される例

例 1）親会社等と子会社等の関係



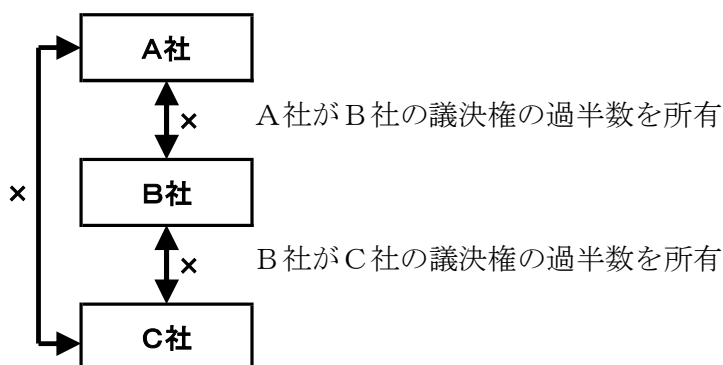
A社はB社の「親会社等」であり、B社はA社の「子会社等」

例 2）親会社等と子会社等の関係



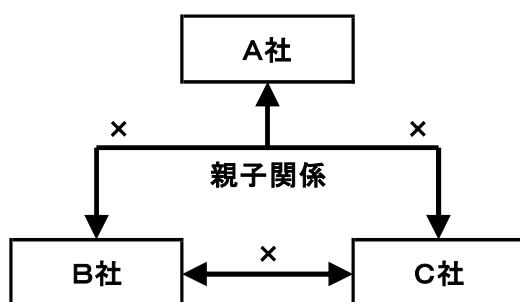
B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

例3) 親会社等と子会社等の関係



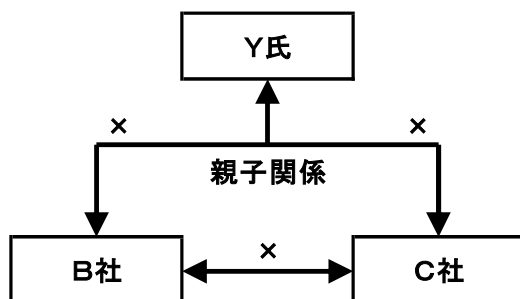
B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

例4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係



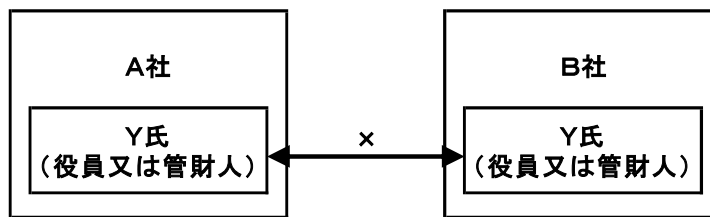
B社とC社は、親会社等を同じくする子会社等同士とみなされる。

例5) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係



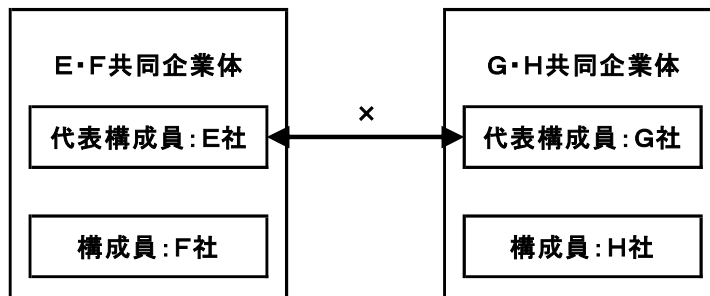
B社とC社は、同一の者に経営を支配される子会社等同士とみなされる。

例6) 一方の会社等の役員等が他方の会社等の役員等を兼任している関係



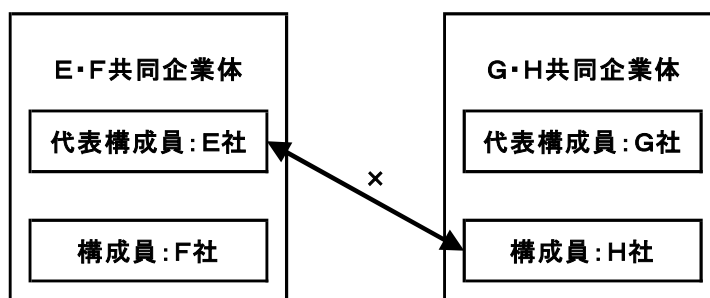
Y氏が役員を兼任、Y氏が役員と管財人を兼任又はY氏が管財人を兼任の場合、A社とB社は、人間的関係がある会社同士とみなされる。

例7) 共同企業体の代表構成員同士が資本関係または人的関係にある場合



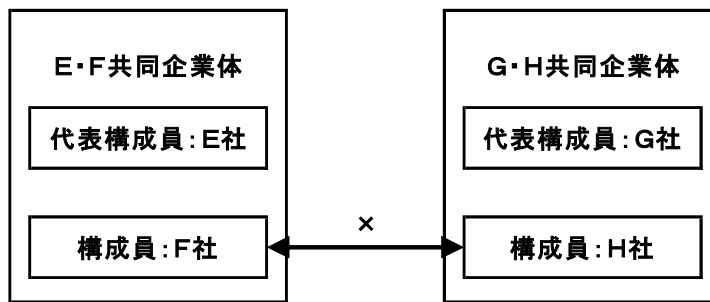
E社とG社が資本関係または人的関係にある場合には、E・F共同企業体とG・H共同企業体が同一入札に参加することはできません。

例8) 共同企業体の代表構成員と他方の共同企業体の代表構成員以外の構成員同士が資本関係または人的関係にある場合



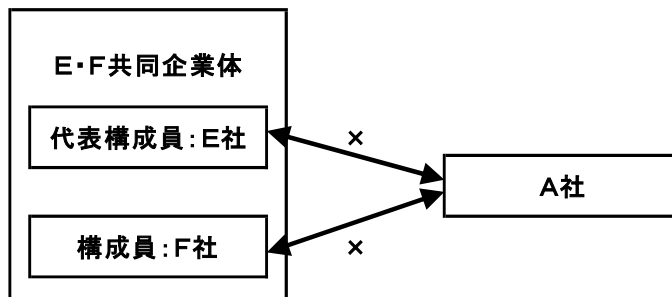
E社とH社が資本関係または人的関係にある場合には、E・F共同企業体とG・H共同企業体が同一入札に参加することはできません。

例 9) 共同企業体の代表構成員以外の構成員同士が資本関係または人的関係にある場合



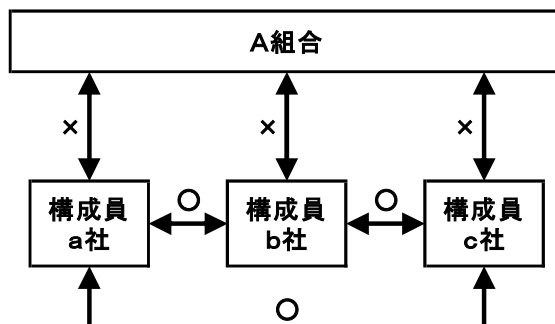
F 社と H 社が資本関係または人的関係にある場合には、E ・ F 共同企業体と G ・ H 共同企業体が同一入札に参加することはできません。

例 10 共同企業体の構成員と単体企業に資本関係・人的関係がある場合



A 社と E 社（又は F 社）が資本関係または人的関係にある場合には、E ・ F 共同企業体と A 社が同一入札に参加することはできません

例 11) 組合とその構成員の関係



資本関係・人的関係の有無にかかわらず、A 組合とその構成員が同一入札に参加することはできません。

なお、同組合の構成員同士の同一入札参加は、有効とします。

同族企業同士の同一入札への参加を規制する運用基準のフロー図

